

一 屋外広告物の許可申請について 一

屋外広告物とは…常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。
 例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等
 屋外広告物は、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例に基づく規制を受けるので、掲出するときは **原則許可が必要**です。(一部適用除外があります。)
 県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件が定められています。
 また、許可を受けることによって掲出できる許可地域も定められています。

町内の許可地域は

・田園調和型地域 ・田園調和型沿線地域 ・市街地形成型地域

の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。
 例えば、野立広告板と敷地内広告板の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・6m以下 ・道路からの後退距離以下	・6m以下 ・道路からの後退距離以下	・6m以下
面積	・10㎡以内/面 表裏各1面/件 (20㎡以内/基)	・20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)	・20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)
後退距離・間隔	・道路から1m以上 ・広告物の高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路から1m以上 ・広告物の高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路からの後退距離なし ・道路への突出不可
基数・共架数	・共架:縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・共架:縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・1基/前面道路 ・共架:縦に5件/基 但し、合計面積は40㎡以内
照明	・白色系、点滅不可		

注:前面道路…事業所等の敷地が接する公道

(敷地内広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・6m以下	・9m以下	・12m以下
面積	・10㎡以内/面 表裏各1面/件 (20㎡以内/基)	・20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)	・20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)
後退距離・間隔	・道路から1m以上	・道路から1m以上	・道路からの後退距離なし ・道路上への突出の場合 出幅:境界から1m以内 下端:車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
基数	・1基/敷地	・1基/前面道路	・2基/敷地 ・前面道路が2以上の場合:1基/前面道路
照明			

上記以外の広告物の場合は、問い合わせ先に照会ください。
 町内に屋外広告物を掲出する場合の許可申請窓口は、平成21年4月から町都市建設課になりましたので、掲出しようとする方は、事前にご相談ください。

▼問い合わせ先＝都市建設課 都市計画係 ☎(56)9140

犬の正しい 飼い方について

「近所の犬の鳴き声がずっと続いている」「犬を放し飼いにしているのだから」「こわい」という相談が寄せられています。

もう一度「犬の正しい飼い方6か条」を参考に他人に迷惑をかけるないように正しく飼いましょう。

犬の正しい飼い方6か条

- ・放し飼いはやめましょう
- ・フンの後始末は必ずしましょう
- ・鳴き声で迷惑をかけるないようにしましょう
- ・繁殖させたくない場合は不妊・去勢手術をしましょう
- ・飼う場合は、最後まで責任をもつて飼いましょう
- ・野良犬等への無責任なエサやりはやめましょう

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

栃木県動物愛護指導センター

☎028(684)5458